

年金事業管理部会の設置について

1. 設置の趣旨

年金の事業運営に関しては、日本年金機構の業務実績の評価のみならず、今後とも年金記録問題への対応状況や厚生労働省も含めた年金事業全体についての調査審議を行う必要があることから、従来、社会保障審議会に置かれてきた「日本年金機構評価部会」を改組し、年金事業の運営の在り方についてご審議いただく専門の部会を設置する。

2. 審議事項

- ①日本年金機構の中期目標の策定・変更、実績評価、業務改善についての意見（審議会への諮問事項）
- ②年金記録問題への対応状況
- ③年金業務の改善の提案
- ④その他、年金業務に関する調査・審議

3. 運営

- 部会の議事は原則公開とする。

4. その他

- 上記のほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

【参考】 日本年金機構評価部会 年金記録問題に関する特別委員会 報告書
(平成26年1月) (抜粋)

おわりに

(7)年金業務の適正な運営のための今後の第三者による検討の場

残された年金記録問題への対応や今後に予定されている各種の制度改正対応プロジェクトなど、政府が管掌する年金業務の適正な運営のためには、その年金業務を担っている厚生労働省及び年金機構に対して、引き続き第三者の知見を活用した国民目線からのチェックが欠かせないのが現実であろう。

当委員会の任務終了後も、このような問題意識の下に、その年金業務の運営について調査審議を行い、改善を提案する、第三者による何らかの検討の場が必要ではないかと考える。